

第1級/第2級アマチュア無線技士

試験に出る

電波法・政令・規則



条文中「法」は、電波法

「施行令」は、電波法施行令

「施行」は、電波法施行規則

「根本基準」は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

「免許」は、無線局免許手続規則

「従事者」は、無線従事者規則

「運用」は、無線局運用規則

「設備」は、無線設備規則

「技適」は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を指す。

■ 総 則

(目 的)

法1条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定 義)

法2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- 五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
- 六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(無線通信)

施行2条1項十五号 「無線通信」とは、電波を使用して行うすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報の送信、発射又は受信をいう。

(宇宙無線通信)

施行2条1項十五号の2 「宇宙無線通信」とは、宇宙局若しくは受動衛星（人工衛星であつて、当該衛星による電波の反射を利用して通信を行うために使用されるものをいう。以下同じ。）その他宇宙にある物体へ送り、又は宇宙局若しくはこれらの物体から受ける無線通信をいう。

(アマチュア業務)

施行3条1項十五号 アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。

■ 無線局の免許

(免許を要しない無線局)

施行6条 法第4条第1項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

- 一 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度（省略）が、次の表（抜粋）の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であるもの

周波数帯	電界強度
322MHz以下	毎メートル500マイクロボルト
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル35マイクロボルト

- 二 当該無線局の無線設備から500メートルの距離において、その電界強度が毎メートル200マイクロボルト以下のものであって、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの

- 三 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器

2 前項第一号の電界強度の測定方法については、別に告示する。

3・4 （省略）

(無線局の開設)

法4条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

- 二 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、第38条の7第1項（省略）、第38条の26（省略）若しくは第38条の35又は第38条の44第3項の規定により表示が付されている無線設備（第38条の23第1項（省略）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

- 三 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、次条（第4条の2）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

- 四 第27条の18第1項の登録を受けて開設する無線局（省略）

(不法開設の罰則)

法110条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録が

- ないのに、無線局を開設した者
- 二・三 (省略)
- 四 第100条第1項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者
- 五 第52条、第53条、第54条第一号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者
- 六 第18条第1項の規定に違反して無線設備を運用した者
- 七 (省略)
- 八 第72条第1項(第100条第5項において準用する場合を含む。)又は第76条第1項(第70条の7第4項、第70条の8第3項、第70条の9第3項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定によって電波の発射又は運用を停止された無線局又は第100条第1項の設備を運用した者
- 九 第74条第1項の規定による処分に違反した者

(欠格事由)

法5条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国政府又はその代表者
 - 三 外国の法人又は団体
 - 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。
- 一 実験等無線局
 - 二 アマチュア無線局(個人的な興味によって無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
- 一 この法律又は放送法(昭和25年法律第132号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第75条第1項又は第76条第4項(第四号を除く。)若しくは第5項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 三 第27条の15第1項又は第2項(第三号及び第四号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 四 第76条第6項(第三号を除く。)の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

法39条の13 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。ただし、外国において同条第1項第五号に掲げる資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(アマチュア局の無線設備の操作の特例)

施行34条の8 法第39条の13ただし書の総務省令で定める資格は、外国政府（その国内において法第40条第1項に規定する資格を有する者に対しアマチュア局に相当する無線局の無線設備の操作を認めるものに限る。）が付与する資格であって総務大臣が別に告示する資格とする。

根本基準6条の2 アマチュア局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者
 - (2) 施行第34条の8の資格を有する者
 - (3) アマチュア業務の健全な普及発達を図ることを目的とする団体であつて、次の要件を満たすもの
 - (一) 営利を目的とするものでないこと。
 - (二) 目的、名称、事務所、資産、理事の任免及び社員の資格の得喪に関する事項を明示した定款が作成され、適当と認められる代表者が選任されているものであること。
 - (三) (1)又は(2)に該当する者であつて、アマチュア業務に興味を有するものにより構成される団体であること。
- 二 その局の無線設備は、免許を受けようとする者が個人であるときはその者の操作することができるもの、団体であるときはそのすべての構成員がそのいずれかの無線設備につき操作をすることができるものであること。ただし、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が50ワット以下のものであること。
- 三 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。
- 四 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、かつ、公共の福祉を害しないものであること。
- 五 その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと。

(免許の申請)

法6条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。第4項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第18条を除き、以下同じ。）
- 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- 七 無線設備（省略）の工事設計及び工事落成の予定期日
- 八 運用開始の予定期日
- 九 （省略）

(資料の提出)

免許5条（省略）

- 2 無線局根本基準第6条の2第一号(3)に該当する者がアマチュア局の免許を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書類を第4条第1項の無線局事項書及び工事設計書に添えて提出しなければならない。（省略）
 - 一 定款
 - 二 社団の構成員に関する事項
 - (1) 氏名
 - (2) 無線従事者免許証の番号
 - 三 理事の氏名、住所、生年月日及び略歴
- 3 本邦の国籍を有しない人がアマチュア局の免許の申請をする場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を、第3条の申請書に添えて提出しなければならない。
 - 一 アマチュア局の無線設備の操作 法40条第1項第五号に掲げる資格に
を行うことができる無線従事者 相当する資格を付与した国の政府が
の資格を有しない者 発給した当該資格に関する証明書
 - 二 本邦に永住することを許可され その許可の事実を証する書面
た者

(拒否の通知)

免許14条 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行った結果により免許を拒否したときは、申請者に対してその旨を理由を記載した文書をもって通知する。

2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

(記載事項の省略)

免許15条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第6条に規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

五 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。） 開設を必要とする理由、通信の相手方、希望する運用許容時間及び運用開始の予定期日

(備付けを要する業務書類)

施行38条 法第60条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の左欄の無線局につき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一 船舶局及び船舶地球局	(一) 免許状 (二) 省略 (三) 免許規則第12条(同規則第25条第1項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては最近の再免許後における変更に係るもの) (1) (四)～(十)
二～四(省略)	(省略)
五 アマチュア局	(一) 免許状 (二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては、最近の再免許の申請に係るもの) (1) (人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。)の場合に限る。) (三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)(人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。)
六～九(省略)	(省略)

注一 (1)を付した書類は、免許規則第8条第2項(同規則第12条第3項、第15条の4第2項、第15条の5第2項、第15条の6第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(同規則第8条第2項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。

二・三 (省略)

- 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 遭難自動通報局（省略）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）若しくは気象援助局にあつては、第1項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の1の地球局（以下「VSAT制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。
- 4～9（省略）
- 10 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第39条又は法第50条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

（申請の審査）

法7条 総務大臣は、前条第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三（省略）
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2～5（省略）

6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

法8条 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

2 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

免許10条の2 (省略)

- 4 法第8条第1項の規定により指定する電波の型式でアマチュア局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。(注 告示127号)

(工事設計等の変更)

法9条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

- 2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第1項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条第1項第一号又は第2項第一号の技術基準(第3章に定めるものに限る。)に合致するものでなければならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(省略)

(落成後の検査)

法10条 第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第12条及び第73条第3項において同じ。)及び員数並びに時計及び書類(以下、「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(免許の拒否)

法11条 第8条第1項第一号の期限(同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限)経過後2週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

(免許の付与)

法12条 総務大臣は、第10条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第6

条第1項第七号又は同条第2項第二号の工事設計（第9条第1項の規定による変更があったときは、変更があったもの）に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第39条又は第39条の13、第40条及び第50条の規定に、その時計及び書類が第60条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

（免許の有効期間）

法13条 免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

2（省略）

（免許状）

法14条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 三 無線局の種別
- 四 無線局の目的
- 五 通信の相手方及び通信事項
- 六 無線設備の設置場所
- 七 免許の有効期間
- 八 識別信号
- 九 電波の型式及び周波数
- 十 空中線電力
- 十一 運用許容時間

（記載事項の省略）

免許15条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第6条に規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一～四（省略）

五 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）

開設を必要とする理由及び運用開始の予定期日

六～九（省略）

（免許等の有効期間）

施行7条 法第13条第1項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～六（省略）

七 その他の無線局 5年

(簡易な免許手続)

法15条 第13条第1項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第6条及び第8条から第12条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(再免許の申請)

免許16条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

- 一 免許の番号
- 二 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 三 継続開設を必要とする理由（遭難自動通報局を除く。）
- 四 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力
- 五 希望する運用許容時間（第15条第1項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。）

六・七 (省略)

八 申請の際における無線設備の工事設計の内容

九・十 (省略)

2～4 (省略)

5 第15条の2の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項、第3項及び第4項の規定は、再免許の場合に準用する。

免許16条の2 再免許の申請が陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局に関するものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 免許の番号
- 二 識別信号
- 三 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 四 希望する免許の有効期間
- 五 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容

(申請の期間)

免許17条 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあつては免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

- 2 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

(適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略)

免許15条の4 総務大臣又は総合通信局長は、法第7条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。
- 3 法第8条に規定する予備免許、法第9条に規定する工事設計の変更、法第10条に規定する落成後の検査及び法第11条に規定する免許の拒否の各手続は、第1項の免許については、適用しない。

(審査及び免許の附与)

免許19条 総務大臣又は総合通信局長は、法第7条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

- 一 電波の型式及び周波数
- 二 識別信号
- 三 空中線電力
- 四 運用許容時間

- 2 第8条第2項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

(識別信号)

施行6条の5 法第8条第1項第三号の総務省令で定める識別信号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)
- 二・三 (省略)

(変更等の許可)

法17条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(省略)

- 2 (省略)

- 3 第5条第1項から第3項までの規定は無線局の目的の変更に係る第1項の許可について第9条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(許可を要しない工事設計の変更等)

施行10条 法第9条第1項ただし書の規定により変更の許可を要しない工事設計の軽微な事項は、別表第1号(省略)の3のとおりとする。

- 2 前項の規定は、法第17条第3項において法第9条第1項ただし書の規定を準用する場合に準用する。
- 3 (省略)

(変更検査)

法18条 前条第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

法19条 総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

施行43条 (省略)

- 1・2 (省略)

- 3 移動する無線局(前2項に規定する無線局を除く。)の免許人又は特定無線局の包括免許人は、その住所(宇宙局及び包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるものの場合に限る。)又はその局の無線設備の常置場所若しくはその局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所所在地を変更したときは、できる限り速やかに、その旨を文書によって、総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

施行43条の4 社団(公益社団法人を除く。)であるアマチュア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

(免許状の訂正)

法21条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(訂正)

免許22条 免許人は、法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

- 2 前項の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- 3 総務大臣又は総合通信局長は、第1項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- 4 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

(免許状の再交付)

免許23条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号（包括免許の場合を除く。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(無線局の廃止)

法22条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

法23条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

法24条 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(廃止の届出)

免許24条の3 法第22条又は法第27条の10第1項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。（省略）

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- 二 廃止する年月日
- 三 無線局の種別
- 四 免許の番号
- 五 免許の年月日
- 六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

（電波の発射の防止）

法78条 無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線を撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（無資格者の操作に対する罰則）

法113条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十五 （省略）

十六 第39条第1項若しくは第2項又は第39条の13の規定に違反した者

十七 第39条第4項（第70条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 （省略）

十九 第78条の規定に違反した者

二十 第79条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行った者

二十一 （省略）

二十二 第82条第1項（第101条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二十三～二十八 （省略）

■ 無線設備

(電波の質)

法28条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

法29条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

(安全施設)

法30条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(無線設備の機器の検定)

法37条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

(その他の技術基準)

法38条 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(特定無線設備等)

技適2条 法第38条の2の2第1項の特定無線設備は、次のとおりとする。

十二 アマチュア局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50ワット以下（54MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、200ワット以下）のもの

(定義等)

施行2条 三十五 「送信設備」とは、送信装置と送信空中線系とから成る電波を送る設備をいう。

施行2条 三十六 「送信装置」とは、無線通信の送信のための高周波エネルギーを発生する装置及びこれに付加する装置をいう。

施行2条 三十七 「送信空中線系」とは、送信装置の発生する高周波エネルギーを空間へ輻射する装置をいう。

施行2条 四十六 「周波数偏位電信」とは、周波数変調による無線電信であって搬送波の周波数を所定の値の間で偏位させるものをいう。

施行2条 五十六 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央

の周波数をいう。

施行2条 五十七 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。

施行2条 五十八 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。

施行2条 五十九 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。

(周波数の許容偏差)

設備5条 送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、別表第1号に定めるとおりとする。

別表第1号 周波数の許容偏差の表 (抜粋)

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 9kHzを超え526.5kHz以下	アマチュア局	100
3 1,606.5kHzを超え4,000kHz以下	アマチュア局	500
4 4MHzを超え29.7MHz以下	アマチュア局	500
5 29.7MHzを超え100MHz以下	アマチュア局	500
6 100MHzを超え470MHz以下	アマチュア局	500
7 470MHzを超え2,450MHz以下	アマチュア局	500
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	アマチュア局	500
9 10.5GHzを超え81GHz以下	アマチュア局	500

施行2条 六十 「指定周波数帯」とは、その周波数帯の中央の周波数が割当周波数と一致し、かつ、その周波数帯幅が占有周波数帯幅の許容値と周波数の許容偏差の絶対値の2倍との和に等しい周波数帯をいう。

施行2条 六十一 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.5パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を實際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

施行2条 六十二 「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特

定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質で情報の伝送を確保するためにじゅうぶんな占有周波数帯幅の最小値をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

(占有周波数帯幅の許容値)

設備 6 条 発射電波に許容される占有周波数帯幅の値は、別表第 2 号に定めるとおりとする。

別表第 2 号 占有周波数帯幅の許容値の表 (抜粋)

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備 考
A1A	0.5kHz	
A1B	0.5kHz	
A1D	0.5kHz	
A2A	2.5kHz	
A2B	2.5kHz	
A2D	2.5kHz	
A3E	6 kHz	
F1B	2 kHz	
F1D	2 kHz	
F2A	3 kHz	
F2B	3 kHz	
F3E	16kHz	2 142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 5 1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 (省略)
H3E	3 kHz	
J3E	3 kHz	
R3E	3 kHz	

施行 2 条 六十三 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における 1 又は 2 以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

施行 2 条 六十三の 2 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)

設備7条 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、別表第3号に定めるとおりとする。

施行2条 六十八 「空中線電力」とは、尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。

施行2条 六十九 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

施行2条 七十 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の1秒間)にわたって平均されたものをいう。

施行2条 七十一 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。

施行2条 七十二 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

(周波数測定装置の備えつけ)

法31条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(周波数測定装置の備付け)

施行11条の3 法第31条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

- 一 26.175MHzを超える周波数の電波を利用するもの
- 二 空中線電力10ワット以下のもの
- 三 法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- 四 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- 五 (省略)
- 六 (省略)

別表第3号2(1) スプリアス発射の強度の許容値又は不要発射の強度の許容値(抜粋)

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
30MHzを超え 54MHz以下	50Wを 超えるもの	1mW以下であり、かつ、 基本周波数の平均電力 より60dB低い値	50 μ W以下又は基本周 波数の搬送波電力より 70dB低い値
	1Wを超え 50W以下		基本周波数の搬送波電 力より60dB低い値
144MHzを超え 146MHz以下	1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下
	10Wを 超えるもの	100mW以下であり、か つ、基本周波数の平均 電力より50dB低い値	50 μ W以下又は基本周 波数の搬送波電力より 70dB低い値
10W以下	100 μ W以下		50 μ W以下

30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を含む。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
5Wを超えるもの	50mW以下であり、かつ、 基本周波数の平均電力より 40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本 周波数の尖頭電力より50dB低 い値
1Wを超え5W以下		50 μ W以下
1W以下	100 μ W以下	

335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、 基本周波数の平均電力より 60dB低い値	50 μ W以下又は基本周波数 の搬送波電力より70dB低い 値
1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力よ り60dB低い値
1W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

- 七 アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- 八 (省略)

(電波の型式の表示)

施行4条の2 電波の主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、次の各号に掲げるように分類し、それぞれ当該各号に掲げる記号をもって表示する。ただし、主搬送波を変調する信号の性質を表示する記号は、対応する算用数字をもって表示することがあるものとする。

	記号
一 主搬送波の変調の型式	
(1) 無変調	N
(2) 振幅変調	
(一) 両側波帯	A
(二) 全搬送波による単側波帯	H
(三) 低減搬送波による単側波帯	R
(四) 抑圧搬送波による単側波帯	J
(五) 独立側波帯	B
(六) 残留側波帯	C
(3) 角度変調	
(一) 周波数変調	F
(二) 位相変調	G
(4) 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	D
(5) パルス変調	
(一) 無変調パルス列	P
(二) 変調パルス列	
ア 振幅変調	K
イ 幅変調又は時間変調	L
ウ 位置変調又は位相変調	M
エ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの	Q
オ アからエまでの各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの	V
(6) (1) から (5) までに該当しないものであって、同時に、又は一定の順序で振幅変調、角度変調又はパルス変調のうちの2以上を組み合わせで行うもの	W
(7) その他のもの	X

二 主搬送波を変調する信号の性質	記号
(1)変調信号のないもの	0
(2)デジタル信号である単一チャネルのもの	
(一)変調のための副搬送波を使用しないもの	1
(二)変調のための副搬送波を使用するもの	2
(3)アナログ信号である単一チャネルのもの	3
(4)デジタル信号である2以上のチャネルのもの	7
(5)アナログ信号である2以上のチャネルのもの	8
(6)デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	9
(7)その他のもの	X

三 伝送情報の型式	記号
(1)無情報	N
(2)電信	
(一)聴覚受信を目的とするもの	A
(二)自動受信を目的とするもの	B
(3)ファクシミリ	C
(4)データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令	D
(5)電話（音響の放送を含む。）	E
(6)テレビジョン（映像に限る。）	F
(7)(1)から(6)までの型式の組合せのもの	W
(8)その他のもの	X

- 2 この規則その他法に基づく省令、告示等において電波の型式は、前項に規定する主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式を同項に規定する記号をもって、かつ、その順序に従って表記する。
- 3 この規則その他法に基づく省令、告示等においては、電波は、電波の型式、「電波」の文字、周波数の順序に従って表示することを例とする。

(空中線電力の表示)

施行4条の4 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の左欄（24ページの表）に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の右欄に掲げる電力をもって表示する。

(保護装置)

設備9条 前条に規定するものの外、無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動しゃ断器を装置しなければならない。但し、負荷電力10ワット以下のものについては、この限りでない。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A	1	尖頭電力 (pX)
	2	(1) 主搬送波を断続するもの にあつては尖頭電力 (pX) (2) その他のものにあつては 平均電力 (pY)
	3	(1) 省略 (2) 省略 (3) その他のものにあつては 平均電力 (pY)
	7 又は X	(1) 断続しない全搬送波を使用するもの にあつては平均電力 (pY) (2) その他のものにあつては 尖頭電力 (pX)
	8 又は 9	平均電力 (pY)
B		尖頭電力 (pX)
C	3	(1) 省略 (2) 地上基幹放送局以外の無線局の設備 にあつては平均電力 (pY)
	7 又は X	(1) 断続しない全搬送波を使用するもの にあつては平均電力 (pY) (2) その他のものにあつては 尖頭電力 (pX)
	8 又は 9	平均電力 (pY)
D		(1) 省略 (2) その他のものにあつては 搬送波電力 (pZ)
F		平均電力 (pY)
G		平均電力 (pY)
H		(1) 省略 (2) 地上基幹放送局以外の無線局の設備 にあつては平均電力 (pY)
J		尖頭電力 (pX)
R		尖頭電力 (pX)

(空中線電力の許容偏差)

設備14条 空中線電力の許容偏差は、次の表の左欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
(一)アマチュア局の送信設備	20	—

(周波数の安定のための条件)

設備15条 周波数とその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

- 2 周波数とその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度若しくは湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数とその許容偏差内に維持するものでなければならない。

設備16条 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数とその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- 一 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- 二 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

(通信速度)

設備17条 手送電鍵操作による送信装置は、その操作の通信速度が25ボーにおいて安定に動作するものでなければならない。

- 2 (省略)
- 3 アマチュア局の送信装置は、前2項の規定にかかわらず、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。

(変調)

設備18条 送信装置は、音声その他の周波数によって搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において(±)100パーセントをこえない範囲に維持されるものでなければならない。

- 2 アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。

(空中線の利得)

施行2条 七十四 「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずる

ために、基準空中線の入力部で必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表わす数値は、主輻射の方向における利得を示す。

注 散乱伝搬を使用する業務においては、空中線の全利得は、實際上得られるとは限らず、また、見かけの利得は、時間によって変化することがある。

(送信空中線の型式及び構成等)

設備20条 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 二 整合が十分であること。
- 三 満足な指向特性が得られること。

(指向特性)

設備22条 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- 一 主輻射方向及び副輻射方向
- 二 水平面の主輻射の角度の幅
- 三 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 四 給電線よりの輻射

(副次的に発する電波等の限度)

設備24条 法第29条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

2～29 (省略)

(その他の条件)

設備25条 受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 内部雑音が小さいこと。
- 二 感度が十分であること。
- 三 選択度が適正であること。
- 四 了解度が十分であること。

(無線設備の安全性の確保)

施行21条の2 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。

(電波の強度に対する安全施設)

施行21条の3 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強

度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2(省略)に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- 一 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
 - 二 移動する無線局の無線設備
 - 三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- 2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(高圧電気に対する安全施設)

施行22条 高圧電気(高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。以下同じ。)を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

施行23条 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であつて高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

施行25条 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。但し、次の各号の場合は、この限りでない。

- 一 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
- 二 移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

(空中線等の保安施設)

施行26条 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

■ 無線従事者

(定 義)

法2条の6 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

法39条の13 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。ただし、外国において同条第1項第五号に掲げる資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の資格)

法40条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

一～四 (省略)

五 無線従事者(アマチュア) 次の資格

イ 第一級アマチュア無線技士

ロ 第二級アマチュア無線技士

ハ 第三級アマチュア無線技士

ニ 第四級アマチュア無線技士

2 (省略)

(操作及び監督の範囲)

施行令3条

3 次の表の左欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ同表の右欄に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第二級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力200ワット以下の無線設備の操作
第三級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備で18メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作(モールス符号による通信操作を除く。) 一 空中線電力10ワット以下の無線設備で21メガヘルツから30メガヘルツまで又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力20ワット以下の無線設備で30メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

(アマチュア局の無線設備の操作の特例)

施行34条の8 法第39条の13ただし書の総務省令で定める資格は、外国政府(その国内において法第40条第1項に規定する資格を有する者に対しアマチュア局に相当する無線局の無線設備の操作を認めるものに限る。)が付与する資格であって総務大臣が別に告示する資格とする。

施行34条の9 前条に定める資格を有する者がアマチュア局の無線設備の操作を行うときは、総務大臣が別に告示するところにより行わなければならない。

(免許)

法41条 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

- 2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者(省略)でなければ、受けることができない。
 - 一 前条第1項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者
 - 二 前条第1項の資格(総務省令で定めるものに限る。)の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定

をしたものを修了した者
三・四 (省略)

(免許の申請)

従事者46条 免許を受けようとする者は、別表第11号様式の申請書(省略)に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号(その後氏名に変更を生じた場合を除く。)及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。

- 一 氏名及び生年月日を証する書類
- 二 (省略)
- 三 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第50条において同じ。) 1枚
- 四 法第41条第2項第二号に規定する認定を受けた養成課程の修了証明書等(同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限る。)
- 五～七 (省略)

(免許を与えない場合)

法42条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- 一 第9章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第79条第1項第一号又は第二号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

(免許を与えない者)

従事者45条 法第42条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第42条第一号又は第二号に掲げる者(総務大臣又は総合通信局長が特に支障がないと認めたものを除く。)
- 二 精神病患者、耳の聞こえない者、口の利けない者又は目の見えない者
- 2 前項(第一号を除く。)の規定は、同項第二号に該当する者であつて、総務大臣又は総合通信局長がその資格の無線従事者が行う無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。
- 3 第1項第二号に該当する者(精神病患者を除く。)で次の各号のいずれかに該当するものが当該各号に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第1項(第一号を除く。)の規定は、適用しない。
 - 一 耳の聞こえる者で、口の利けるもの

- 第三級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士
- 二 目の見える者
第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士
- 三 前二号に掲げる者以外の者
第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士及び第三級アマチュア無線技士

(免許証の交付)

従事者47条 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第13号様式(省略)の免許証を交付する。

(備付けを要する業務書類)

施行38条 (省略)

10 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証(法第39条又は法第50条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書)を携帯していなければならない。

(免許証の再交付)

従事者50条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第11号様式(省略)の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証(免許証を失った場合を除く。)
- 二 写真1枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

(免許証の返納)

従事者51条 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

2 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

■ 運 用

(定義等)

運用2条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

七 「モールス無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

(予備免許)

法8条 (省略)

三 呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号(以下「識別信号」という。)

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

法39条の13 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。ただし、外国において同条第1項第五号に掲げる資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(無線設備の操作)

運用260条 アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、免許人(免許人が社団である場合は、その構成員)以外の者であってはならない。

(目的外使用の禁止等)

法52条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(特定地上基幹放送局については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信(船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をい

う。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他総務省令で定める通信

法53条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

施行37条 次に掲げる通信は、法第52条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第40条第一号及び第三号並びに第142条第一号の規定の適用を妨げない。

一 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

二～二十三 (省略)

二十四 電波の規正に関する通信

二十五 法第74条第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

二十六～三十二 (省略)

三十三 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）

法54条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

一 免許状に記載されたものの範囲内であること。

二 通信を行うため必要最小のものであること。

法55条 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、第52条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

法110条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第4条第1項の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第4条第1項の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、かつ、第70条の7第1項、第70条の8第1項又は第70条の9第1項の規定によらないで、無線局を運用した者

三・四 (省略)

五 第52条、第53条、第54条第一号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者

(混信等の防止)

法56条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第52条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

- 2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。
- 3 総務大臣は、第1項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。
- 4 前2項に規定するもののほか、指定の申請の手續、指定の基準、指定の取消しその他の第1項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(秘密の保護)

法59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。第109条並びに第109条の2第2項及び第3項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

法109条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(発射の制限等)

運用257条 アマチュア局においては、その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。

運用258条 アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞^{おそれ}があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第74条第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

(禁止する通報)

運用259条 アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであってはならない。

(無線設備の操作)

運用260条 アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、免許人（免許人が社団で

ある場合は、その構成員)以外の者であってはならない。

(動作することを許される周波数帯)

施行13条の2 アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示(省略)する。

(実験等無線局等の通信)

法58条 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(無線通信の原則)

運用10条 必要のない無線通信は、これを行なってはならない。

- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(モールス符号の使用)

運用12条 モールス無線電信による通信(以下「モールス無線通信」という。)には、別表第1号に掲げるモールス符号を用いなければならない。

(業務用語)

運用13条 無線電信による通信(以下「無線電信通信」という。)の業務用語には、**別表第2号**(43~45ページ参照)に定める略語又は符号(以下「略符号」という。)を使用するものとする。(省略)

- 2 無線電信通信においては、前項の略符号と同意義の他の語辞を使用してはならない。ただし、航空、航空の準備及び航空の安全に関する情報を送信するための固定業務以外の固定業務においては、別に告示する略符号の使用を妨げない。

運用14条 無線電話による通信(以下「無線電話通信」という。)の業務用語には、**別表第4号**(46ページ参照)に定める略語を使用するものとする。

- 2 無線電話通信においては、前項の略語と同意義の他の語辞を使用してはならない。ただし、別表第2号に定める略符号(「QRT」、「QUM」、「QUZ」、「DDD」、「SOS」、「TTT」及び「XXX」を除く。)の使用を妨げない。

3~6 (省略)

(送信速度等)

運用15条 無線電信通信の手送りによる通報の送信速度の標準は1分間について次のとおりとする。

和文	75字
欧文暗語	16語
欧文普通語	20語

- 2 前項の送信速度は、空間の状態及び受信者の技倆その他相手局の受信状態に応じて調節しなければならない。
- 3 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る第1項の送信速度は、同項の規定にかかわらず、原則として、1分間について和文70字、欧文16語をこえてはならない。

運用16条 無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、明りように発音して行なわなければならない。

- 2 (省略)

(無線電話通信に対する準用)

運用18条 無線電話通信の方法については、第20条第2項の呼出しその他特に規定があるものを除くほか、この規則の無線電信通信の方法に関する規定を準用する。

(発射前の措置)

運用19条の2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第74条第1項に規定する通信を行なう場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行なう場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

(呼出し)

運用20条 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項(以下「呼出事項」という。)によって行うものとする。

一 相手局の呼出符号	3回以下(海上移動業務にあつては2回以下)
二 DE	1回
三 自局の呼出符号	3回以下(海上移動業務にあつては2回以下)

- 2 (省略)

(呼出しの反復及び再開)

運用21条 海上移動業務における呼出しは、1分間以上の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

- 2 海上移動業務における呼出し以外の呼出しの反復及び再開は、できる限り前項の規定に準じて行うものとする。

(一括呼出しの応答順位)

運用127条 免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼出そうとするときは、次の事項を順次送信するものとする。

- | | |
|-----------|------|
| 一 CQ | 3回 |
| 二 DE | 1回 |
| 三 自局の呼出符号 | 3回以下 |
| 四 K | 1回 |

(特定局あて一括呼出し)

運用127条の3 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次に掲げる事項を順次送信して行なうものとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| 一 相手局の呼出符号 (又は識別符号) | それぞれ2回以下 |
| 二 DE | 1回 |
| 三 自局の呼出符号 | 3回以下 |
| 四 K | 1回 |

- 2 前項第一号に掲げる相手局の呼出符号は、「CQ」に地域名を付したのものをもって代えることができる。

(各局あて同報)

運用59条 通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときは、第20条及び第29条第2項の規定にかかわらず次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-----------|------|
| 一 CQ | 3回以下 |
| 二 DE | 1回 |
| 三 自局の呼出符号 | 3回以下 |
| 四 通報の種類 | 1回 |
| 五 通報 | 2回以下 |

- 2・3 (省略)

(呼出しの中止)

運用22条 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線

設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

- 2 前項の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

(応答)

運用23条 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

- 2 前項の規定による応答は、順次送信する次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
 - 一 相手局の呼出符号3回以下（海上移動業務にあつては2回以下）
 - 二 DE 1回
 - 三 自局の呼出符号1回
- 3 前項の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「K」を送信するものとする。但し、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「K」の代わりに「AS」及び分で表わす概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。
- 4 前2項の場合において、受信上特に必要があるときは、自局の呼出符号の次に「QSA」及び強度を表わす数字又は「QRK」及び明瞭度を表わす数字を送信するものとする。

(不確実な呼出しに対する応答)

運用26条 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反覆され、且つ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

- 2 自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

(電波の変更)

運用27条 混信の防止その他の事情によって通常通信電波以外の電波を用いようとするときは、呼出し又は応答の際に呼出事項又は応答事項の次に左に掲げる事項を順次送信して通知するものとする。ただし、用いようとする電波の周波数があらかじめ定められているときは、第二号に掲げる事項の送信を省略することができる。

- 一 QSW又はQSU 1回
- 二 用いようとする電波の周波数（又は型式及び周波数） 1回
- 三 ?（「QSU」を送信したときに限る。） 1回

(通報の送信)

運用29条 呼出しに対し応答を受けたときは、相手局が「AS」を送信した場合及び呼出しに使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

2 通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、呼出しに使用した電波と同一の電波により送信する場合は、第一号から第三号までに掲げる事項の送信を省略することができる。

- | | | |
|---|----------|----|
| 一 | 相手局の呼出符号 | 1回 |
| 二 | DE | 1回 |
| 三 | 自局の呼出符号 | 1回 |
| 四 | 通報 | |
| 五 | K | 1回 |

3 前項の送信において、通報は、和文の場合は「ラタ」、欧文の場合は「AR」でもって終るものとする。

4 (省略)

(長時間の送信)

運用30条 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、30分（アマチュア局にあっては10分）ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。

(誤送の訂正)

運用31条 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次に掲げる略符号を前置して、正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。

- | | |
|---|---|
| 一 | 手送による和文の送信の場合は、 <u>ラタ</u> |
| 二 | 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。以下同じ。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、 <u>HH</u> |

(通報の反復)

運用32条 相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「RPT」の次に反復する箇所を示すものとする。

運用33条 送信した通報を反復して送信するときは、1字若しくは1語ごとに反復する場合又は略符号を反復する場合を除いて、その通報の各通ごと又は1連続ごとに「RPT」を前置するものとする。

(通信中の周波数の変更)

運用34条 通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の事項を順次送信して行うものと

する。ただし、用いようとする電波の周波数があらかじめ定められているときは、第二号に掲げる事項の送信を省略することができる。

- 一 QSU又はQSW若しくはQSY 1回
- 二 変更によって使用しようとする周波数（又は型式及び周波数） 1回
- 三 ?（「QSW」を送信したときに限る。） 1回

運用35条 前条に規定する要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「R」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「QSW」及び前条第2号の事項を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は型式及び周波数）を変更しなければならない。

運用127条の2 特に急を要する内容の通報を送信する場合であつて、相手局が受信していることが確実であるときは、相手局の応答を待たないで通報を送信することができる。

（受信証）

運用37条 通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- 一 相手局の呼出符号 1回
 - 二 DE 1回
 - 三 自局の呼出符号 1回
 - 四 R 1回
 - 五 最後に受信した通報の番号 1回
- 2 国内通信を行なう場合においては、前項第五号に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。
- 3 海上移動業務以外の業務においては、第1項第一号から第三号までに掲げる事項の送信を省略することができる。

（送信の終了）

運用36条 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- 一 NIL
- 二 K

（通信の終了）

運用38条 通信が終了したときは、「VA」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

（呼出し又は応答の簡易化）

運用126条の2 空中線電力50ワット以下の無線設備を使用して呼出し又は応答を行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、第20条第1項第二号及び第三号又は第23条第2項第一号に掲げる事項の送信を省略す

ることができる。

- 2 前項の規定により第20条第1項第二号及び第三号に掲げる事項の送信を省略した無線局は、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出符号を送信しなければならない。

(擬似空中線回路の使用)

法57条 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- 一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 二 (省略)

(試験電波の発射)

運用39条 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、10秒間をこえてはならない。

- 一 EX 3回
 - 二 DE 1回
 - 三 自局の呼出符号 3回
- 2 前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
 - 3 第1項後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、10秒間をこえて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

(非常の場合の無線通信)

法74条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

- 2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行かせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(使用電波)

運用130条 A1A電波4,630kHzは、連絡を設定する場合に使用するものとし、連絡設定後の通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りで

ない。

(前置符号)

運用131条 法第74条第1項に規定する通信において連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出事項又は応答事項に「OS0」3回を前置して行うものとする。

(一括呼出し等)

運用133条 法第74条第1項に規定する通信において、各局あて又は特定の無線局あての一括呼出し又は同時送信を行う場合には、「CQ」又は第127条の3第1項第一号に掲げる事項の前に「OS0」3回を送信するものとする。

(通報の送信方法)

運用135条 法第74条第1項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「EXZ」）を前置して行うものとする。

(「OS0」を受信した場合の措置)

運用132条 「OS0」を前置した呼出しを受信した無線局は、応答する場合を除く外、これに混信を与える^{おそれ} 虞のある電波の発射を停止して傍受しなければならない。

(聴守)

運用134条 非常の事態が発生したことを知ったその付近の無線電信局は、なるべく毎時の0分過ぎ及び30分過ぎから各10分間A1A電波4,630kHzによって聴守しなければならない。

(取扱の停止)

運用136条 非常通信の取扱を開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、すみやかにその取扱を停止しなければならない。

(訓練のための通信)

運用135条の2 第129条から前条までの規定は、法第74条第1項に規定する通信の訓練のための通信について準用する。この場合において、第131条から第133条までにおいて「「OS0」」とあり、前条において「「ヒゼウ」（欧文であるときは、「EXZ」）」とあるのは、「「クンレン」」と読み替えるものとする。

別表第2号 Q符号（抜粋）（運用規則第13条）

Q符号	意 義	
	問 い	答 え又は通知
QRA	貴局名は、何ですか。	当局名は、…です。
QRI	こちらの発射の音調は、どうですか。	そちらの発射の音調は、 1 良いです。 2 変化します。 3 悪いです。
QRH	こちらの周波数は、変化しますか。	そちらの周波数は、変化します。
QRK	こちらの信号（又は…（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、どうですか。	そちらの信号（又は…（名称又は呼出符号）の信号）の明りょう度は、 1 悪いです。 2 かなり悪いです。 3 かなり良いです。 4 良いです。 5 非常に良いです。
QRL	そちらは、通信中ですか。	こちらは、通信中です（又はこちらは、…（名称又は呼出符号）と通信中です。）。妨害しないでください。
QRM	こちらの伝送は、混信を受けていますか。	そちらの伝送は、 1 混信を受けていません。 2 少し混信を受けています。 3 かなりの混信を受けています。 4 強い混信を受けています。 5 非常に強い混信を受けています。
QRN	そちらは、空電に妨げられていますか。	こちらは、 1 空電に妨げられていません。 2 少し空電に妨げられています。 3 かなり空電に妨げられています。 4 強い空電に妨げられています。 5 非常に強い空電に妨げられています。
QRO	こちらは、送信機の電力を増加しましょうか。	送信機の電力を増加してください。
QRP	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。	送信機の電力を減少してください。
QRQ	こちらは、もっと速く送信しましょうか。	もっと速く送信してください（1分間に…語）。
QRS	こちらは、もっとおそく送信しましょうか。	もっとおそく送信してください（1分間に…語）。
QRT	こちらは、送信を中止しましょうか。	送信を中止してください。
QRU	そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。	こちらは、そちらへ伝送するものはありません。
QRV	そちらは、用意ができましたか。	こちらは、用意ができました。

Q符号	意 義	
	問い	答え又は通知
QRX	そちらは、何時に再びこちらを呼びますか。	こちらは…時に (…kHz (又はMHz) で) 再びそちらを呼びます。
QRZ	誰がこちらを呼んでいますか。	そちらは、…から (…kHz (又はMHz) で) 呼ばれています。
QSA	こちらの信号 (又は… (名称又は呼出符号) の信号) の強さは、どうですか。	そちらの信号 (又は… (名称又は呼出符号) の信号) の強さは、 1 ほとんど感じません。 2 弱いです。 3 かなり強いです。 4 強いです。 5 非常に強いです。
QSB	こちらの信号には、フェージングがありますか。	そちらの信号には、フェージングがあります。
QSL	そちらは、受信証を送ることができますか。	こちらは、受信証を送ります。
QSO	そちらは、… (名称又は呼出符号) と直接 (又は中継で) 通信することができますか。	こちらは、… (名称又は呼出符号) と直接 (又は…の中継で) 通信することができます。
QSP	そちらは、無料で… (名称又は呼出符号) へ中継してくれませんか。	こちらは、無料で… (名称又は呼出符号) へ中継しましょう。
QSU	こちらは、この周波数 (又は…kHz (若しくはMHz)) で (種別…の発射で) 送信又は応答しましょうか。	その周波数 (又は…kHz (若しくはMHz)) で (種別…の発射で) 送信又は応答してください。
QSW	そちらは、この周波数 (又は…kHz (若しくはMHz)) で (種別…の発射で) 送信してくれませんか。	こちらは、この周波数 (又は…kHz (若しくはMHz)) で (種別…の発射で) 送信しましょう。
QSX	そちらは、… (名称又は呼出符号) を…kHz (又はMHz) で又は…の周波数帯若しくは…の通信路で聴取してくれませんか。	こちらは、… (名称又は呼出符号) を…kHz (又はMHz) で又は…の周波数帯若しくは…の通信路で聴取しています。
QSY	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。	他の周波数 (又は…kHz (若しくはMHz)) に変更して伝送してください。
QTH	緯度及び経度で示す (又は他の表示による。) そちらの位置は、何ですか。	こちらの位置は、緯度…、経度… (又は他の表示による。) です。

別表第2号 略符号（抜粋）（運用規則第13条）

略符号	意 義
AA	…の後全部（反復を請求するためには問符の次に使用する。）
AB	…の前全部（反復を請求するためには問符の次に使用する。）
<u>AR</u>	送信の終了符号
<u>AS</u>	送信の待機を要求する符号
BK	送信の中断を要求する符号
BN	…と…との間全部（反復を請求するためには問符の次に使用する。）
<u>BT</u>	同一の伝送の異なる部分を分離する符号
C	肯定する（又はこの前の集合の意義は、肯定と解されたい。）。
CFM	確認してください（又はこちらは、確認します。）。
CL	こちらは、閉局します。
CQ	各局あて一般呼出し
DE	…から（呼出局の呼出符号又は他の識別表示に前置して使用する。）
<u>HH</u>	欧文通信及び自動機通信の訂正符号
K	送信してください。
NIL	こちらは、そちらに送信するものではありません。
NO	否定する（又は誤り。）。
NW	今
OK	こちらは、同意します（又はよろしい。）。
PSE	どうぞ
R	受信しました。
REF	…に関して（又は…を参照してください。）
RPT	反復してください（又はこちらは反復します。）（又は…を反復してください。）。
<u>SOS</u>	遭難信号
TU	ありがとう。
<u>VA</u>	通信の完了符号
VVV	調整符号
WA	…の次の語（反復を請求するためには問符の次に使用する。）
WB	…の前の語（反復を請求するためには問符の次に使用する。）

別表第4号 無線電話通信の略語（抜粋）（運用規則第14条）

略 語	意義又は左欄の略語に相当する無線電信の略符号
遭難、MAYDAY又はメーデー	<u>SOS</u>
緊急、PANPAN又はパン パン	<u>XXX</u>
非常	<u>OSO</u>
各局	CQ又はCP
こちらは	DE
どうぞ	K
了解又はOK	R又はRRR
お待ち下さい	<u>AS</u>
反復	RPT
ただいま試験中	EX
本日は晴天なり	VVV
訂正又はCORRECTION	<u>HH</u>
終り	<u>AR</u>
さようなら	<u>VA</u>
誰かこちらを呼びましたか	QRZ?
明りょう度	QRK
感度	QSA
そちらは…（周波数、周波数帯、又は通信路）に変えてください	QSU
そちらは…（周波数、周波数帯、又は通信路）に変更します	QSW
そちらは…（周波数、周波数帯、又は通信路）を聴取します	QSX
通報はありません	QRU

■ 監督、罰則及び業務書類

(周波数等の変更)

法71条 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数若しくは空中線電力の指定の変更又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたことによって生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。

3～6 (省略)

(技術基準適合命令)

法71条の5 総務大臣は、無線設備が第3章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(電波の発射の停止)

法72条 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により発射する電波の質が第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに第1項の停止を解除しなければならない。

(非常の場合の無線通信)

法74条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(無線局の免許の取消し等)

法76条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無

線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 (省略)

4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。

三 第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第5条第3項第一号に該当するに至ったとき。

五 (省略)

5～8 (省略)

(無線従事者の免許の取消し等)

法79条 総務大臣は、無線従事者が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 不正な手段により免許を受けたとき。

三 第42条第三号に該当するに至ったとき。

2・3 (省略)

(報告等)

法80条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき(省略)。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認められたとき。

三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

(報告)

施行42条の3 免許人等は、法第80条各号の場合は、できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、当該通報を発信したとき又は遭難通信を率領したときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

施行43条の4 社団(公益社団法人を除く。)であるアマチュア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届

け出なければならない。

法81条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

法82条 総務大臣は、第4条第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

3 第39条の9第2項及び第3項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(無線局検査結果通知書等)

施行39条 総務大臣又は総合通信局長は、法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。

3 免許人等は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

(秘密の保護)

法59条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(時計、業務書類等の備付け)

法60条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

(備付けを要する業務書類)

施行38条 法第60条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表(抜粋)の左欄の無線局につき、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
五 アマチュア局	(一) 免許状 (二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては、最近の再免許の申請に係るもの)(1)(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。)の場合に限る。) (三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)(人工衛星等のアマチュア局に限る。)

- 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあっては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く)(省略)にあっては、第1項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(省略)に同項の免許状を備え付けなければならない。

(時計、業務書類等の省略)

施行38条の2 法第60条ただし書の規定により、時計、無線業務日誌及び前条に規定する書類の全部又は一部について、その備付けを省略できる無線局は、総務大臣が別に告示する。

施行38条の3 法第60条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第38条に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所(登録局にあっては、登録人の住所)に備え付けておくことができる。

- 2 前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人等に属する1の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 3 前項の規定は、2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は第38条に規定する書類(次項において「時計等」という。)について準用する。
- 4 (省略)
- 5 前各項の無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

(電波利用料の徴収等)

法103条の2 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各1年の期間（無線局の免許等の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第6の左欄に掲げる無線局の区分に従い同表の右欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

17 免許人等（包括免許人等を除く。）は、第1項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

別表第6号（抜粋）

無線局の区分	金額
八 実験等無線局及びアマチュア無線局	300円

(罰 則)

法105条 無線通信の業務に従事する者が第66条第1項（第70条の6において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱をしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

法106条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第100条第1項第一号の通信設備によって虚偽の通信を発した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

法108条の2 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

法109条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

法110条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一～五 （省略）

六 第18条第1項の規定に違反して無線設備を運用した者

七 (省略)

八 第72条第1項(第100条第5項において準用する場合を含む。)又は第76条第1項(第70条の7第4項、第70条の8第3項、第70条の9第3項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定によって電波の発射又は運用を停止された無線局又は第100条第1項の設備を運用した者

九～十二 (省略)

法112条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四 (省略)

五 第76条第1項(第70条の7第4項、第70条の8第3項、第70条の9第3項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による運用の制限に違反した者

六・七 (省略)

法113条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二十 第79条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行った者

(訂正)

免許22条 免許人は、法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

2 前項の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3 総務大臣又は総合通信局長は、第1項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。